

「大都市制度(特別区設置)協議会」だより

平成30年(2018年)8月[第5号]

発行・編集／大都市制度(特別区設置)協議会〈事務局〉副首都推進局内
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 問い合わせ担当 電話番号 06-6208-8989 FAX 番号 06-6202-9355

“副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現”にむけて、
現行法制度で実現可能な「特別区制度」と「総合区制度」の検討を進めています

協議会の開催状況

第10回(平成30年<2018年>4月25日)、第11回(同年5月28日)、第13回(同年7月2日)

協議会では、**特別区素案の質疑**が行われました。

※第12回(同年6月1日)の開催状況は4頁参照

◆協議会の開催風景(第11回協議会)



協議会では、実際にはどのような
質疑があったのですか？
教えてください！

例えば、特別区の名称や府と特別区のお金の配分に関することなどの質疑が行われました。

1頁下部から3頁にかけて、質疑の一部を項目別にまとめて紹介します。



◎特別区素案の質疑について

特別区の設置について

【素案のポイント】

◆都市機能の強化

広域機能を大阪府へ一元化し、都市機能の強化を迅速・強力かつ効果的に推進していきます。

◆基礎自治機能の充実

地域のニーズに沿った身近なサービスを決定・提供できる大阪独自の「特別区」を設置し、豊かな住民生活を実現していきます。

横山委員
(維新)

Q 大都市制度として「政令指定都市」と「特別区制度」があるが、広域機能の面でどのような違いや特徴があるのか。

A 指定都市制度では指定都市が、特別区制度では、広域自治体の都が広域機能を担い、大都市としての一体性を確保した大都市行政を行っている。特別区制度は人口200万人以上の指定都市等に設置が可能で、人口や企業が集積し、大都市特有の行政需要が顕著である地域に適用される。

特別区の名称について

【素案のポイント】

◆基本方針

現在の行政区の区域を越えて、形成されることから、より包括的な名称とします。

できる限り住民に親しみやすく、分かりやすいものとし、極力簡潔な名称とします。

徳田委員
(維新)

Q 現在示されている区名を変更するためには、どのようなプロセスが必要になるのか。

A 特別区設置協定書には、特別区の名称を記載する必要があるため、本協議会においてご議論いただきたいと考えている。

特別区名	区域
東西区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区
北区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区
中央区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区
南区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区

◆ひとくちメモ ～特別区設置協定書とは～

特別区設置協定書には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区設置の日や区の名称及び区域、さらには事務の分担など、特別区の設置に際して必要となる事項を記載します。

※左記一覧表は、第9回協議会で示された特別区の名称(案)です。今後の協議会での議論によって変更になる場合があります。